内閣府

第144号　令和8年10月23日発行

公益認定等委員会だより

内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については
国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト
公益法人information
をご覧ください。
https://www.koeki-info.go.jp/





目　　次

■ P.2
こどもの未来に、信託という選択肢を。
～NPO初の受託者・むすびえが語る
公益信託の可能性～

■ P.4
新規認定法人のご紹介

■ P.6
公益認定申請・法人運営等、公益信託に係る
相談について

こどもの未来に、信託という選択肢を。



NPO初の受託者 ・ むすびえが語る公益信託の可能性

2026年4月に始まった新たな公益信託制度で、NPO法人として初の受託者となった、認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ。なぜ寄付や助成ではなく、公益信託という新たな「器」を選んだのでしょうか。理事長の三島理恵さんと、実務を担当する岸本英嗣さんに伺いました。

見えにくい「中間支援」を、中長期で支えたい

むすびえは2018年の設立以来、こども食堂が無理なく、楽しく活動を続けられる地域環境づくりに取り組んできました。その要となるのが、各地でこども食堂を支える「ネットワーク団体」です。相談対応、寄贈品の分配、行政や企業とのつなぎ役など、重要なコーディネート機能を担っています。

一方で、活動に必要な人件費や倉庫の賃料、ガソリン代などは、子どもへの支援効果が見えにくい経費でもあります。中間支援に寄付する意義は理解されにくい、と三島さんは話します。
「寄付は活動に使えば、その時点で一区切りになります。また、助成金も多くは1年、長くても3年程度で終了します。しかし、地域の活動はその先も続きます。増え続けるこども食堂を地域で支えていくためには、中間支援団体の基盤を中長期的に強化する仕組みが必要です」



右：三島理事長、左：岸本さん

まず自分たちが挑戦しよう

新しい制度では、NPO法人も受託者になれると知ったとき、三島さんは「本来やりたかった地域の中間支援を、中長期的に支える器にできるのではないか」と考えました。
当初は、地域のネットワーク団体自身による活用も思い描いていましたが、現時点ではガバナンスや体制面のハードルが高いことも見えてきました。「それならば、まず私たち自身が挑戦しよう。将来、地域の団体から相談を受けたときに、『私たちもここで悩み、こんな工夫をしました』と具体的に伝えられれば、各地域での活用につながるかもしれない」。2025年10月、むすびえは組織として受託への挑戦を決めました。

「500万円でも役に立ちますか？」



委託者となった株式会社ミダスプロジェクトとの対話は、「公益信託とは何ですか」「信託なら、何億円という単位の財産を託さなければならないのでは」「NPOが受託者になれるのですか」といった率直な質問から始まりました。「500万円でも役に立ちますか」という問いに、三島さんは「役に立ちます！」と答えたといいます。

信託財産は、ネットワーク団体を対象とした助成事業に活用します。むすびえは2020年から助成事業に取り組んできました。
「今回は、まったく経験のないことを公益事務に設定したのではなく、『無理なくできること』と『本当にやりたいこと』が重なる内容で申請しました」(三島さん)

内閣府担当者の「まずは器をつくることに意義がある」という言葉にも背中を押されたと話す岸本さん

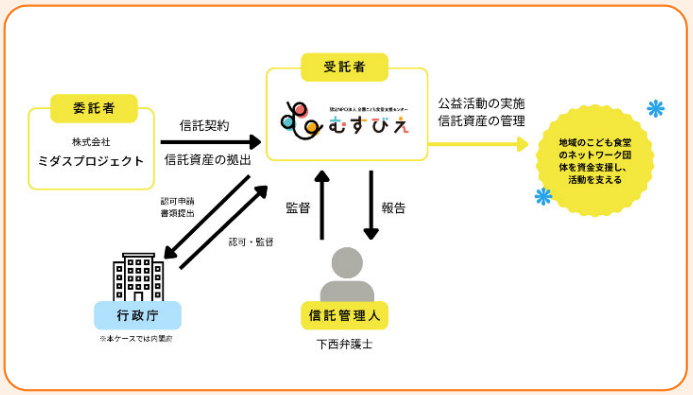
まず自分たちが挑戦しよう

岸本さん自身も当初は、500万円では少ないのではないかと感じていました。しかし内閣府の担当官から、必要な資金は後から追加で集めればよい、まず器をつくることに意義がある、と助言を受けました。
「とても参考になりましたし、率直にいえば、背中を押してもらえたと感じています。公益信託は、最初から大きな財産がなければ始められないものではありません。何を実現したいのかを明確にし、まず器をつくり、賛同する人たちと育てていく。その考え方は、これから検討する方々にとっても、一つのヒントになるのではないでしょうか」(岸本さん)

みんなで「器」を育てる可能性

「こども食堂が立ち上がりやすく、続けやすい地域環境は、1年、2年で完成するものではありません。地域のネットワーク団体の基盤強化も同じです。地域や社会が中長期的に向き合うべき課題だからこそ、『使って終わり』にしない枠組みが必要でした」と三島さんは語ります。

「公益信託という器は、委託者の願いを起点に、受託者や信託管理人、寄付者など、さまざまな人が関わりながら育てていける。そこに大きな可能性を感じています」



さらに視線は、子ども分野の外にも向いています。「公益信託という器を生かすことで、子ども分野に限らず、市民一人ひとりが地域や社会に関わる裾野をさらに広げ、新たな資金循環を生み出すことができるのではないかと思います」

見えてきた課題 ― 規程づくりと支援体制

申請書と信託契約書は、岸本さんが1か月弱で作成しました。モデル契約書や内閣府のワークショップが助けになった一方、「一番不安だったのは規程類です」と振り返ります。
「公益信託に関する勉強会や研究会では、申請に必要な規程の名称は示されていましたが、当時は具体的なモデルがなく、『どのような内容で、どうつくればよいのだろう』と悩みました」

むすびえは、既存の助成事業の規程などを棚卸しして対応しました。それでも負担は小さくありません。
「同時に、法務、会計、ガバナンスなどを一つの団体だけですべて整理しようとすると、負担が大きくなります。(中略)自団体だけで完結させなくてよいことや、サポート体制があることを周知できるとよいと思います」(岸本さん)
制度そのものについても、三島さんはこう話します。「新しい制度なので、現時点ではまだ経験の蓄積が十分ではなく、制度として成熟していない部分もあると思います」

「何を実現したいか」から始める

「最初から『公益信託で何をしよう』と考えると、難しく感じるかもしれません。まず向き合うべきなのは、自分たちが本来、何を実現したいのかという目的です」(岸本さん)
むすびえは今回の経験や工夫を積極的に共有し、公益信託という新しい選択肢が社会に根づく一助になりたいと考えています。



インタビュー全文(前編・後編)は「公益information」で公開中

本インタビューは公益Informationに公開中の「公益信託Voice」に掲載中の記事から一部抜粋したものです。全文は以下のURL、二次元コードよりご覧いただけます。

https://www.koeki-info.go.jp/trust/wkfxbd1slj.html

新規認定法人のご紹介

新たに認定を受けた公益法人の活動内容についてご紹介します。

公益財団法人AI・量子国際振興財団（令和8年4月1日認定）

【事業目的（定款内容）】

人工知能（以下「AI」という）や量子技術等を中心とする情報技術分野の革新的進歩を奨励し、もって世界の平和及び社会経済の発展に貢献することを目的とする。

【主な事業（令和8年5月現在）】

（1）講演会の開催（人工知能及び量子技術の社会実装に関する情報提供）

（2）表彰事業（ユニークなアイデアを持つ学生、起業者を表彰し、人工知能及び量子技術の社会実装を奨励する）

（3）相談事業（人工知能及び量子技術に関する一般的知識の普及を目的とする）

（4）調査・研究活動（人工知能及び量子技術が社会経済に及ぼす影響等について調査・研究を行う）



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】https://aiq.or.jp/

公益社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会（令和8年4月1日認定）

【事業目的（定款内容）】

肢体不自由児者及びその家族（保護者）に関する事業を行い、福祉増進に寄与することを目的とする。

【主な事業（令和8年4月現在）】

（1）全肢連と都道府県肢連、地域支部間の医療、療育等施策等の連携強化に資する事業
（2）肢体不自由児者が地域で安心安全に暮らせる社会を創造する事業
（3）地区父母の会育成強化と参加する人たちの絆を深め「輪」を広げる助成事業
（4）肢体不自由児者福祉に関わり地域指導者研修・療育キャンプ及び広報誌事業
（5）肢体不自由児者の療育事業と在宅・入所時の生活に係る障害福祉サービスなどの相談事業



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】https://www.zenshiren.or.jp/

公益財団法人社会変革推進財団（令和8年4月1日認定）

【事業目的（定款内容）】

世界の急速な変化の中で直面する多種多様な社会課題に対して、自律的・持続的な解決と多様な価値創造が起こる包摂的な社会の実現のため、社会的・経済的資源循環の仕組みを構築し、社会における大きな変革（ソーシャルイノベーション）の実現に寄与することを目的とする。

【主な事業（令和8年4月現在）】

- 資金提供の手法開発及び実践：
 持続可能な資金循環モデルを開発し、選定事業者へ助成・出資・融資・保証等を実施する。
- 経営支援：
 採択事業者に対し、インパクト評価や事業戦略策定等の伴走型支援を行い、自律性・成長性を強化する。
- 調査研究：
 社会的インパクト創出に関する調査研究を実施し、政策提言やガイドラインを作成、成果を公開する。
- 啓発・広報：
 イベント、メディア、SNS等を通じて成果を社会に発信し、ネットワーク構築を推進する。



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】https://www.siif.or.jp/

公益財団法人飯嶋アイング財団（令和8年5月1日認定）

【事業目的（定款内容）】

国内の高等専門学校、大学（6年制学部課程を含む。）及び大学院（短期大学の学生を除く。）に在籍し、経済・環境・工学・宇宙工学・医学の分野に就学する学生に対し海外研修等の機会を提供し、国際的視野と多文化共生への理解を深め、将来の社会発展に寄与する人材を育成することを目的とする。

【主な事業（令和8年6月現在）】

学ぶ意欲と能力を有しながらも経済的支援を必要とする学生へ返還不要の奨学金を給付し、その修学を支援しています。

本事業を通じて、次世代を担う高度専門人材の育成を促進し、科学技術の振興と豊かな社会の実現に貢献することを目指しています。



※ 詳細は法人ホームページにてご確認ください

【公式サイト】https://iijima-iing.or.jp/

公益認定申請・法人運営等、公益信託に係る相談について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）並びに公益信託制度についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

■公益認定申請・法人運営、公益信託に関する内閣府相談窓口

■窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請及び公益信託に着手されようとする一般社団法人及び一般財団法人等を対象に窓口相談を実施しています。

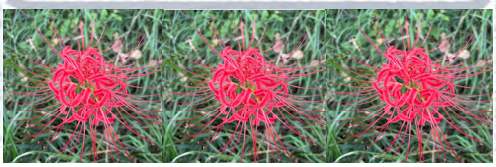
詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information
トップページ →「窓口相談」
電話　03(5403)9669

■電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営、公益信託制度に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話　03(5403)9669
時間　平日10時～16時45分



■電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に対応しています。

電話　03（5403）9587
　　03（5403）9527
平日　9時～12時
　　13時～17時30分
（12時～13時は対応していません。）

■公益認定申請及び公益法人の運営等に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による無料の相談会を開催いたします。
令和8年9月・10月の開催状況は下記のとおりです。※相談時間：50分≪要事前申込≫

- １０月３０日（金）第　８回相談会　対面方式　東京開催
- １１月１７日（火）第　９回相談会　オンライン方式
- １１月２７日（金）第１０回相談会　対面方式　愛知開催

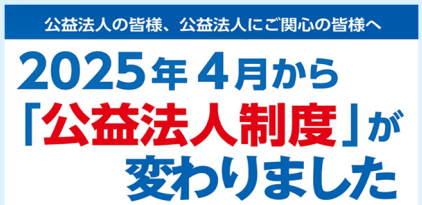
詳細は、公益法人informationホーム→「委員会等からの情報を知る」→「各種イベント等のお知らせ・スケジュール」→「セミナー、相談会、フォーラム」→「相談会」

■国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」<https://www.koeki-info.go.jp/>について

右上の『電子申請窓口』からログインできます。

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。
個別の公益法人の検索もできます。







各種SNS・メールマガジンで、公益法人に関する情報発信を行っています。

内閣府公益法人
YouTube

内閣府公益法人
メールマガジン

内閣府公益法人 X

公益信託の利用に役立つ豆知識をお届け！
こうえきしんたくん通信
（メールマガジン）





本誌についての問い合せ先
内閣府公益認定等委員会事務局広報係
電話　０３－５４０３－９５５５

本誌の掲載内容を引用される際は、必ず内閣府の出典を明示し、原典の引用をお願いいたします。